

# 子育てを支援する制度をお知らせします

申問 こども支援課 ☎ 51-6716、51-6717

## 令和6年度新規事業



### 第3子以降の保育料を無償化します

多子世帯の経済的負担を軽減するため、4月分から第3子以降の3歳未満児に係る保育料を無償化します。※申請不要

▶対象 養育している高校3年生までの子どものうち、第3子以降の児童

### 病児・病後児保育所の利用料を無償化します

子育てと仕事の両立支援および経済的負担を軽減するため、4月分から病児・病後児保育所（十和田東病院里の森）の利用料を無償化します。※登録制（利用当日の登録可）

▶対象 市内に住所を有する児童

4月1日から変わりました  
病児・病後児保育所の開設時間

曜日	変更前(3/30まで)	変更後(4/1から)
月～金	7:30～17:00	7:30～16:30
土(第1、2、4)	7:30～13:00	7:30～13:00

## ✳️ 子育て家庭への手当・給付

### 児童手当 所得制限あり

▶支給対象 0歳から中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している人

### 特別児童扶養手当 所得制限あり

▶支給対象 20歳未満の精神または身体に中度以上の障害がある児童を養育する人

### 子ども医療費給付 所得制限なし

▶支給対象 市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から18歳までの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

支給金額などは市ホームページをご確認ください



いずれの支援も、申請して認定されないと受給できません。詳しくは、こども支援課へお問い合わせください。

## ✳️ ひとり親家庭などへの支援

いずれも  
所得制限あり

### 児童扶養手当

▶支給対象 ひとり親として児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人

### ひとり親家庭等医療費給付

▶支給対象 次のいずれかに該当する人

- ①ひとり親家庭の父または母と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）であり、父または母と児童のいずれも市内に住所を有する人
- ②父母のいない児童

### 自立支援教育訓練給付金

▶支給対象 市内に住所を有し、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母で、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する人

### 高等職業訓練促進給付金

▶支給対象 市内に住所を有し、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母で、就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で6カ月以上の修業をする人

## 妊娠から出産、育児までをサポート! とわだ子育てアプリ



**予防接種スケジュール**  
プッシュ通知で受け忘れを防止します。接種日調整も自動で算出します。

**妊婦健診記録や  
体重管理グラフ**  
妊婦向け機能も充実しています!

**自治体情報**  
市の子育て情報を随時配信します。

